

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件について（施行通知）

今般、令和元年台風第19号による災害が、「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）」（別添1）により、令和元年10月18日付けで特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和2年3月31日とされたことを受け、令和元年10月21日付けで「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件（令和元年厚生労働省告示第148号）」（別添2）が告示された。

この告示中、健康行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下の市町村への周知をお願いしたい。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添2のとおりであり、そのうち健康行政に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条の3第3項）

（2）予防接種法（昭和23年法律第68号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく同法第16条第2項第1号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有す

る者に係るものに限る。)(第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第4号)

- 葬祭料の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第5号)

(3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号) 関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第1号)
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第4号)
- 葬祭料の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第5号)

(4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号) 関係

- 追加給付金の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第8条第1項)
- 定期検査費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第12条第1項)
- 母子感染防止医療費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第13条第1項)
- 世帯内感染防止医療費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第14条第1項)
- 定期検査手当の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第15条第1項)

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号) 関係

- 特定医療費の支給認定(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第7条第1項)